教高第4127-3号

令和２年２月28日

府立学校　校長・准校長　様

教育振興室長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等

における一斉臨時休業について（通知）

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応等については、令和２年２月26日付け教保第2682号、教高第4127号及び教高第4071-2号により通知したところです。

このたび、標記について、別添（写し）のとおり、令和２年２月28日付け元文科初第1585号により文部科学事務次官から通知がありました。このことを受け、児童生徒等の感染及び感染拡大を防止するため、学校保健安全法第20条に基づき、下記のとおり新たに臨時休業等の措置について定めましたので通知します。

ついては、本通知の趣旨を児童生徒及び保護者等に周知し、下記期間中は人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導するとともに、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなどの配慮を願います。

なお、令和２年度入学者選抜及び入学者決定については、原則として予定どおり実施する（別紙参照）こととし、詳細は３月２日付けで別途通知する予定です。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

１　府立高等学校

令和２年３月２日から３月15日までの期間を臨時休業とし、併せて３月16日から４月７日までの期間に授業又は行事等の教育活動等（部活動を含む）を行わないこととする

　２　府立支援学校及び府立中学校

令和２年３月２日から３月24日までの期間を臨時休業とし、併せて３月25日から４月７日までの期間に授業又は行事等の教育活動等（部活動を含む）を行わないこととする

※今後の児童生徒等に係る指導及び学校行事等の取扱いについては、本日中に別途通知する

※令和２年３月２日以降の教職員の服務については、本通知及び令和２年２月26日付け教高第4127号を踏まえ、本日中に教職員室より通知する

※教職員の勤務にあたっては、新型コロナウイルスへの感染予防の観点で配慮するとともに、年休を取得しやすい環境づくりに努めること

※令和２年２月26日付け教高第4071-2号は令和２年３月１日をもって廃止し、それ以降は本通知によることとする

※入学式及び始業式を含め、授業開始日に関しては改めて通知する

【問合せ先】

高等学校課　学事グループ

林田　照男　・　三好　由美

　　電話　06-6944-6887

　　支援教育課　学事・教務グループ

　　　田路　早苗　・　内藤　孝彦

　　電話　06-6941-0618

　　保健体育課　保健・給食グループ

　　　川口　賢志

電話　06-6944-9365